

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

・ 健康経営に関する取組

従業員の健康管理を行い、従業員第一の経営をしていく。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価削減要請は行いません。取引対価の決定に際して、下請事業者から協議の申し入れがあった場合には、労務費の上昇分の影響を考慮し、下請事業者の適正な利益を含む内容について十分な協議を行います。取引対価の決定や契約においては、親事業者は書面やその他の明示的な方法で契約条件を明確にし提供します。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

④知的財産・ノウハウ

私たちは知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行いますが、片務的な秘密保持契約の締結や、取引上の立場を利用したノウハウの開示、知的財産権の無償譲渡などは要求しません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対しては適正なコスト負担を伴わない短納期の発注や急な仕様変更を要求しません。災害時などには、下請事業者に取引上の一方的な負担を負わせないようにし、また事業再開時などには、取引関係の継続にできる限り配慮します。

3. その他

特にありませんので記載しておりません。

2023 年 6 月 14 日

株式会社 ALLONE

企 業 名

代表取締役 吉武久美子

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。